

JRR-3 設工認その3で認可を受けた記載事項の変更について

令和2年3月6日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

平成31年3月14日付け原規規発第1903142号にて認可を受けたJRR-3設工認その3（排気筒の耐震改修）（以下「設工認その3」という。）について、施工手順及び施工精度確保の観点から、以下のように設工認その3の記載を変更したい。

（変更内容）

鉄筋の継手の長さに柱の帯筋に係るフレア溶接に関する記載を追加する。

（変更理由）

帯筋の一般形状としては、図1に示す日本建築学会「鉄筋コンクリート造鉄筋指針・同解説 7.3 帯筋・副帯筋」のとおりであり、「a. 帯筋は柱筋を囲む閉鎖型とし、その末端部は135°フック余長6d以上とする。ただし、フックを設けず継手をフレア溶接、機械式継手、又はアプセット溶接・フラッシュ溶接とする閉鎖型でもよい。」と記載されている。

当該設工認では、帯筋の末端に135°フックを設けたもの（図1（a））のみの記載としていたため、鉄筋の継手に関してフレア溶接の記載をしていなかった。しかしながら、基礎梁の端部は鉄骨鉄筋コンクリート造で鉄骨材が内蔵されており、鉄筋組み立ての手順上、帯筋を分割しフレア溶接を設ける必要があるため（図1（b）及び図2参照）、設工認の鉄筋の継手に係る記載にフレア溶接による継手を記載すべきであった。

上記の理由から、鉄筋の継手長さにフレア溶接を追記し、当該箇所に係る検査を追加する変更を行いたい。

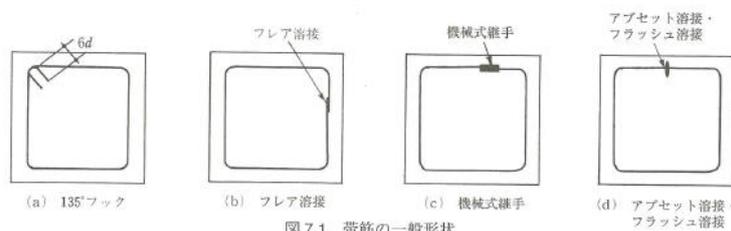


図1 帯筋の一般形状（鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説より抜粋）

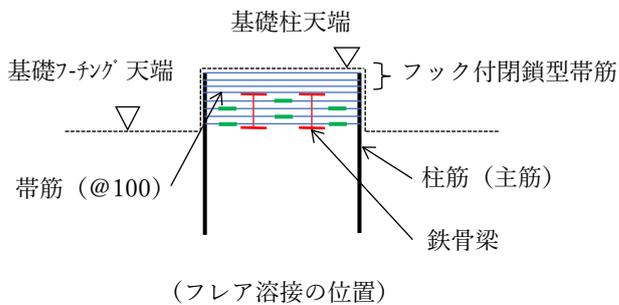
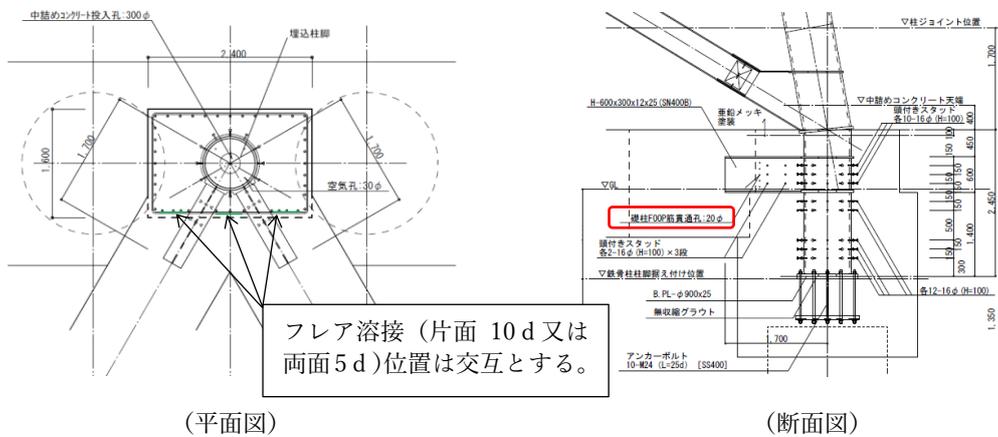


図2 排気筒支持鉄塔の帯筋

当該変更は、柱の帯筋の組立て方法に関する変更であり、部材の耐震性能に影響を与えるものではないため、添付計算書に変更はない。以上から、本変更は試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第三条の二の二に定める試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更該当するため、変更の届け出により、次のとおり記載を変更したい。

(設工認記載内容の変更)

表-3.2 の鉄筋の継手の長さにフレア溶接の追加及び検査の方法にフレア溶接部に関する検査を追加

表-3.2 鉄筋の継手の長さ

鉄筋の種類	継手の長さ		備考
SD295A SD345	重ね継手	35d または 25d フック付き	JASS 5N 及び <u>鉄筋コンクリート造配 筋指針・同解説</u>
	<u>フレア溶接</u>	<u>片面 10d または 両面 5d</u>	
SD390	重ね継手	40d または 30d フック付き	
SD490	重ね継手	50d または 35d フック付き	

4.1 工事の方法及び手順 (変更なし)

4.2 試験検査項目及び方法

4.2.1 基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設

(1) 材料検査

(変更なし)

(2) 構造検査 (1) (配筋検査)

方法：イ. 鉄筋の径 (呼び径) を目視により確認する。

ロ. 鉄筋の本数又は間隔を目視又は測定により確認する。

ハ. 鉄筋の継手長さ及び定着長さを目視又は測定により確認する。また、フレア溶接を行う継手については、フレア溶接部を目視により確認する。

ニ. 鉄筋と型枠とのかぶり厚さを目視又は測定により確認する。

判定：イ. 鉄筋が添付書類 2-2 図-2-2.13、図-2-2.14 に示す径 (呼び径) であること。

ロ. 鉄筋が添付書類 2-2 図-2-2.13、図-2-2.14 に示す本数又は間隔であること。

ハ. 鉄筋の継手長さ及び定着長さが表-3.2 及び表-3.3 に示した値以上であること。また、フレア溶接部について、割れ等の有害な欠陥がないこと。

ニ. 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが表-3.4 に示す値以上であること。